18　（略）

19　この省令において「旅客室」とは、手荷物室、貯蔵品庫及び食料品庫以外の旅客の居住又は使用に充てる場所をいう。

20　この省令において「船員等室」とは、手荷物室、貯蔵品庫及び食料品庫以外の船員等（旅客以外の乗船者をいう。）の居住又は使用に充てる場所をいう。

21～24　（略）

（船首隔壁等）

第二十八条　（略）

2・3　（略）

4　バウ・ドア又はランプを有する旅客船にあつては、前項の隔壁は、バウ・ドア又はランプが損傷した場合に当該バウ・ドア又はランプにより損傷を受けないように設けなければならない。

5・6　（略）

（区画指数）

第四十条　旅客船は、次に掲げる要件に適合するような区画配置としなければならない。

一　第四項に定める到達区画指数が、次のイからニまでに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める算式により算定した値以上であること。

イ　最大搭載人員が四百人未満の旅客船　R＝0.722

この場合において、

Rは、要求区画指数

ロ　最大搭載人員が四百人以上千三百五十人以下の旅客船

$$R=\frac{N}{7580}+0.66923$$

この場合において、

Rは、要求区画指数

Nは、当該船舶の最大搭載人員

ハ　最大搭載人員が千三百五十人を超え六千人以下の旅客船

$$R=0.0369\times\ln\left(N+89.048\right)+0.579$$

この場合において、

Rは、要求区画指数

Nは、当該船舶の最大搭載人員

ニ　最大搭載人員が六千人を超える旅客船

$$R=1-\frac{852.5+0.03875N}{N+5000}$$

この場合において、

Rは、要求区画指数

Nは、当該船舶の最大搭載人員

二　（略）

2～4　（略）

18　（略）

19　この省令において「旅客室」とは、手荷物室、貯蔵品庫、食料品庫及び郵便物室以外の旅客の居住又は使用に充てる場所をいう。

20　この省令において「船員等室」とは、手荷物室、貯蔵品庫、食料品庫及び郵便物室以外の船員等（旅客以外の乗船者をいう。）の居住又は使用に充てる場所をいう。

21～24　（略）

（船首隔壁等）

第二十八条　（略）

2・3　（略）

4　バウ・ドアを有する旅客船にあつては、前項の隔壁は、バウ・ドアが損傷した場合にバウ・ドアにより損傷を受けないように設けなければならない。

5・6　（略）

（区画指数）

第四十条　旅客船は、次に掲げる要件に適合するような区画配置としなければならない。

一　第四項に定める到達区画指数が、次の算式で定める値以上であること。

$$1-\frac{5000}{Ls+2.5Nt+15225}$$

この場合において、

Ntは、N2に二を乗じた数にN1を加えた数。ただし、当該船舶の設備、航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、適当と認める程度に応じて、Ntの数を減じることができる。

N1は、当該船舶に備え付けているすべての救命艇の定員の和

N2は、当該船舶の最大搭載人員からN1を引いた数（ただし、当該数が〇未満の場合は〇とする。）

二　（略）

2～4　（略）